

## 行政常任委員会

令和3年1月21日（木）

午前9時59分開会

○南委員長 おはようございます。

定刻に少し早いですけれども、全員お集まりのようですので、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席者は、病気のため、高村委員でございます。

それでは、開会に当たり、市長より御挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、広域ごみ処理に係る一部事務組合設立における規約案とその概要がまとまりましたので、御報告させていただきます。

なお、広域ごみ処理施設整備につきましては、昨年、令和2年11月10日開催の行政常任委員会で御報告しましたとおり、令和3年4月の一部事務組合の業務開始を目指して、5市町で協議を重ねている次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

詳細につきましては、環境課長より説明いたさせます。よろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど市長からお話がありましたように、一部事務組合の立ち上げにつきましては、本来ですと、令和2年の4月1日予定でしたけれども、もろもろの用地の問題もあり、1年延びたことは紛れもない事実でございます。

委員会の説明に当たりまして、若干、私のほうから1点御報告と皆様をお願いを申し上げたいと存じます。

昨日の地元新聞で、紀北町のパブリックコメント、意見が発表をされております。そういった中で、委員会審査に当たりまして、執行部のほうと組合議会の説明の前に、やはり市民の意見を聴取して報告するのが、本来、委員会の持ち方であるということと資料の提出を求めておりましたけれども、やはり紀北町と尾鷲市の違いは、紀北町のパブリックコメントの場合は、紀北町のみで応答できるというような感じのパブリックコメントで、尾鷲市の場合は用地の当事者であるということ、やは

りパブリックコメントの意見に当たっても、報告する意味では、やはり他市町との調整が若干必要になってくるということで、その調整がまだできていないということです。今月の月末までには、ある程度まとまった報告ができるということで、そういった意味で、当委員会といたしましては、25日に委員会を予定しておりますが、それはいろんな議案が多いため、また2月4日にも一応委員会の開催を予定しておるということで、できたら2月4日の日に尾鷲市のパブリックコメントの報告を受けたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議案、一部事務組合の概要について、環境課長の説明を求めます。

○吉沢環境課長　それでは、御説明のほうをさせていただきます。

委員会資料のほうを御覧ください。

これは、これまで5市町で協議してまいりました一部事務組合の規約案、条例案等の……。

○南委員長　ちょっと待ってください。

送ってください、資料。入っていないよね。

入っておる。お願いします。

○吉沢環境課長　失礼しました。

これは、これまで5市町で協議をしてまいりました一部事務組合の規約案、条例案等を基に作成いたしました一部事務組合の概要案と施設整備に関連する搬入路整備、代替施設整備に関する基本協定書案であります。

まず、一部事務組合の概要について、担当主幹のほうから御説明をいたさせます。

○福屋環境課主幹　それでは、御説明させていただきます。

委員会資料2ページを御覧ください。

○南委員長　はい。

○福屋環境課主幹　規約に関する事項です。

1、一部事務組合の名称につきましては、東紀州環境施設組合を準備会の案としております。東紀州地域5市町の可燃ごみ処理施設に係る共同処理事務であることから、語尾は事務組合とするよりも、施設組合とするほうが妥当ではないかと考えました。

2、構成団体につきましては、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の5市町です。

3、共同処理する事務につきましては、可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務となります。

4、事務所の位置につきましては尾鷲市内に置くこととし、条例において、当面、施設の完成までですね、現在の準備室の事務所があります尾鷲市矢浜3丁目2番の3号を事務所の位置として定めることとしております。

5、議会の組織及び議員の選挙方法でございますが、議員定数につきましては、法的な規定はありませんが、規約を公開している県内の21の一部事務組合及び近隣、愛知県、和歌山県、奈良県の環境衛生に係る37の一部事務組合、合計58組合の状況を調べてみましたところ、組合議員数については平均10人となっております。県内の一部事務組合においても平均10人となっております。

次に、選出議員を見ますと、58の中の組合中、半数の29の組合で構成団体から均等に人員を選出しており、東紀州地域管内の一部事務組合においては、6組合中、5組合で構成団体から均等に議員を選出している状況であります。また、解散しましたが、構成団体が同じ5市町でありました東紀州農業共済事務組合は、議員定数10人で、各市町から2名ずつ選出されておりました。

したがって、近隣の県や県内の組合の事例等を参考にさせていただき、議員定数につきましては、各市町の議会から均等に2名を選出させていただき、定数10人と考案させていただきました。

選出方法につきましては、関係市町の議会において、議員のうちから組合議員を選挙することとさせていただいております。組合議員の欠員を生じたときには、当該欠員が生じた関係市町の議会に補欠選挙を行っていただくこととなります。

次に、3ページを御覧ください。

任期につきましては、関係市町の議会議員の任期とさせていただいております。

議長及び副議長につきましては、組合議会において組合議員のうちから選挙していただくこととしております。任期は、組合議員の任期によるものといたします。

次に、6、執行機関の組織でございます。

組合管理者につきましては、関係市町の長の互選により、1名を選任していただくこととしております。任期は、当該関係市町の長の任期としております。

次に、副管理者でございますが、他の一部事務組合等を参考にし、選任方法に関しましては、管理者以外の関係市町の長をもって充てることとしております。任期は、当該市町の長の任期としております。

次に、4ページを御覧ください。

会計管理者につきましては、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てることとしております。

組合事務局職員につきましては、組合設立には、関係市町からそれぞれ職員1名ずつの派遣をお願いしたいと考えております。また、施設稼働時期には、組合正規職員の雇用や派遣職員を順次、業務量に応じて削減していくことも検討しております。派遣職員の身分の取扱いについては、別途、職員の派遣に関する協定書により詳細について定めることとしております。組合職員の給料や各手当につきましては、派遣元市町の規定を適用します。勤務条件などにつきましては、基本的には組合の規定を適用します。公務災害補償につきましては、組合が手続を行います。派遣元市町で独自に規定があるものは派遣元市町で手続を行います。共済組合や互助会につきましては、派遣元市町の属する組合員または会員とします。

次に、監査委員ですが、定数は2人としております。関係市町の識見を有する者のうちから1人、組合議員のうちから1人を管理者が議会の同意を得て選任することとしております。任期は、4年または議員の任期としております。監査の内容につきましては、財務監査や現金出納検査、決算審査などを行っていただくこととしております。

続きまして、7、経費の支弁方法です。

組合の経費は、関係市町の負担金、国などの補助金、その他の収入をもって充てることとしております。関係市町の負担金の負担割合については、条例で定めることとしており、次の二つの区分で設定しております。

5ページをお願いいたします。

(1) 建設事業費につきましては、均等割10%、人口割90%としております。人口割につきましては、関係市町における直近の国勢調査の人口を使用いたします。

(2) 組合運営費につきましては、均等割10%、実績割90%としております。実績割につきましては、関係市町の前々年度のごみ処理量の実績を使用いたします。

以上が規約事項に関する説明となります。

続きまして、規約事項以外の案件について御説明いたします。

まず、執行機関の組織のうちから、公平委員会ですが、事務の効率化を考慮し、県内の市町、一部事務組合、広域連合が共同で設置しております三重県市町公平委員会へ加入を予定しております。事務局としては、三重県市町総合事務組合となります。

次に、組合の附属機関としまして、以下に記載しているものを設置することとしております。

まず、情報審査会ですが、組合に情報公開請求または個人情報開示請求で、文書

の不開示決定などに不服申立てがあった際、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する機関となります。

審査会委員につきましては5人以内とし、任期は3年、報酬は日額1万円としております。事務の効率化を図るため、三重県町村会の情報公開・個人情報保護審査会への参加を予定しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

行政不服審査会ですが、行政処分等に不服申立てがあった際、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する機関となります。審査会委員といたしましては5人以内とします。

任期は3年、報酬は日額1万円としております。こちらも、事務の効率化を図るため、三重県町村会の行政不服審査会への参加を予定しております。

次に、8番、その他といたしまして、組合の事務に関し特に重要な事項を協議する組織といたしまして、関係市町の長で構成します、まだ仮称ではございますが、運営協議会を設置して、必要に応じて開催することとしております。

また、関係市町の環境担当課長及び組合事務局で構成します連絡調整会議を設置して、運営協議会における協議事項について関係市町との調整を図ってまいります。

7ページをお願いいたします。

こちらは、一部事務組合の組織図の案でございます。それをお示ししたものであります。組合に事務局を置き、議会、監査、財務等の関係事務を担当する総務係と、施設整備及び施設維持管理等の事務を担当する業務係の二つの係により、組合の事務を進めてまいります。

次に、8ページをお願いいたします。

9、一般廃棄物処理基本計画ですが、関係市町で一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、組合に関係する可燃ごみ処理の部分について組合と協議、調整していただくこととしております。

次に、10、処理対象とすごみの種類につきまして、関係市町から発生する一般廃棄物としております。これは可燃ごみということになります。ただし、関係市町の処理計画に従い、資源化することが妥当であると認められるものでないこととしております。

次に、11、可燃ごみ処理の流れでございますが、広域ごみ処理施設を中心とした可燃ごみ処理の流れについて、イメージ図をお示ししております。中心にありますエネルギー回収施設と記載させているところが広域ごみ処理施設を表しております。

す。

ごみ処理に伴い発生するエネルギーを有効に活用し、発電や熱回収を行うことで、光熱費の削減を図ってまいります。また、ごみ量の推移に基づき、ごみ処理施設の建設から運転管理に至るまで、ライフサイクルコストの低減を意識した整備を行ってまいります。

続きまして、9ページから11ページを御覧ください。

12番、ごみ処理の推移、13番、今後のスケジュール、14番、負担金条例案による負担金の負担割合及び負担額については、前回御説明した内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上、一部事務組合概要の案について説明させていただきました。ありがとうございます。

○吉沢環境課長 次に、基本協定書案について、引き続き御説明のほうをさせていただきます。

委員会資料12ページを御覧ください。

これは、広域ごみ処理施設整備に伴う搬入路整備等に係る基本協定書案であります。

市営野球場建設予定地として広域ごみ処理施設整備をするに当たり、国道311号からのアクセスは、本市の市道真砂線を利用するほかなく、現状の幅員では搬入用道路として利用することが問題があるところから、搬入路として活用できるよう施設整備の必要性が5市町で確認され、その費用負担を5市町で行うこととした基本協定書の案であります。

まず、第2条を御覧ください。

施設整備については、尾鷲市が行うということとなります。

第3条を御覧ください。

費用負担については、一部事務組合を構成する5市町で、広域ごみ処理施設の建設事業費の負担割合の例により負担をすることと規定をしております。

その他、負担の詳細な方法等につきましては、第4条にあるとおり、別途協議で定めることと規定をしております。

次に、委員会資料の14ページのほうを御覧ください。

こちらのほうは、尾鷲市営野球場の移転に係る費用負担等についての基本協定書案であります。

第2条を御覧ください。

新野球場と避難施設整備事業については、尾鷲市が行うこととしております。

次に、第3条を御覧ください。

費用負担であります。新野球場の工事費6億8,500万円、関連する避難施設整備工事費については、1億6,500万円の事業費の上限額とし、5市町で一部事務組合の建設費の負担割合の例により負担をすること。実際の負担金額については、補助金、交付金などを活用し、削減を行っていくこととしております。

また、避難施設整備工事の費用負担については、第2号のただし書のとおり、新野球場利用者相当分とすること。

それから、新野球場の規模等については、第3号のとおり、現野球場の機能回復同等程度の範囲とすることと規定をしております。

これもまた、負担の等々の具体的な方法等については、第4条のとおり、別途協議で定めることと規定しております。

現状、協議しておる基本協定書案については以上であります。説明は以上であります。

○南委員長　　ありがとうございました。

一部事務組合の規約等と基本協定書案が2件報告されたんですけれども、まず、一部事務組合のほうについての審査に入りたいと思います。

○濱中委員　　すごく基本的なことなんですけれども、全国的な例を見たときに、ごみの広域でやっておる地域の事務組合に関しましては、広域連合としておるところが幾つか散見されるんです。

なので、この一部事務組合と広域連合の違いというか、今回、一部事務組合を今回選択したところをもう少し説明をいただければと思うんですけれども。

○吉沢環境課長　　御質問にお答えします。

まず、一部事務組合と広域連合の主な相違点をまとめますと、自治法の定めにより設置の目的と処理する業務、それから設置の手続、直接請求の云々、組織等の体制で若干違いがございます。

そういった中で、一番の違いはといいますと、設置の目的等の記載なんです。一部事務組合の設置等の目的等については、構成団体またはその執行機関の事務の一部の共同処理を行うとされております。

それから、広域連合のほうは、多様化した広域行政の需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入体制等を整備するという規定になっております。

その他、本来であれば、ペーパーか何かでしたほうがちょっと説明があれなんですけど、そういった中で、可燃ごみ処理施設整備の共同については、委員さんのおっしゃるとおり、広域という考え方もできるんですけども、協議の中で一部事務組合ですするという話が、いろんな相違点とかを加味して、そういう議論が始まったように理解をしております。

以上です。

○濱中委員 一度に聞いて、一遍に理解ができるものではないんですけども、また、おいおい、そういったペーパーなども頂ければと思います。

それと、もう一点ですね、規約の中に、共同処理をする事務というところにあります、1番の処理施設の設置、管理運営というものがこの事務となっております、そうしますと、各市町の収集に係る部分というのは、もう各市町それぞれの協議事項というふうに考えればよろしいですか。

○福屋環境課主幹 委員さんおっしゃるとおり、各市町それぞれの収集につきましては、それぞれの各市町で行っていただくこととしております。

○濱中委員 そうしますと、収集方法については、各市町で違いが出る部分も、これからもあるということによろしいですか。

○吉沢環境課長 御想像どおりというんですが、そのとおり、各市町がそれぞれを、収集運搬については、それぞれで調整を行っていくということですので、今回これで尾鷲市で集約になったとき、その運搬方法とか、それから市内で集めるやり方とか、それぞれの市町が決めていっていくという形になるかと思えます。

○濱中委員 そうしますと、収集に係るパッカー車であるとか、そういったものに関しては各市町が持つということになりますか。

○吉沢環境課長 御指摘のとおりであります。

○南委員長 課長、先ほどの濱中委員さんからの一部事務組合と広域連合の違いを今説明していただいたんですけども、後で結構でございますので、またタブレットのほうへでもお示しをいただきたいと思えます。お願いします。

○吉沢環境課長 分かりました。

○野田委員 規約についてちょっと確認したいんですが、3ページのところの(4)の議長及び副議長は、組合議会において組合議員のうちから選挙するとなっているんですが、これは紀北広域連合とか、ああいう、具体的に言えば、そこの主がやられるようなことがあるんですけど、これは選挙という形でやられるんですか。まず1点。



○吉沢環境課長 規約のうたい方としては、こういった形で、広域連合のほうもこのよううたい方をしておると思います。

組合議員様については、広域連合、それから消防の一部事務組合と同様、各市町の議会で選挙をしていただいて派遣、出ていただくと。そうして、肝腎要のほうの一部事務組合の議長、副議長については、基本的な定めはこういう形になっておるんですけども、そこは協議等をしていただいて、互選の方法とか、そこら辺はまた発足したときに組合議員さんの中で話し合いをしてもらうような形になって、具体的には決まってくると思いますけど、規約上はこういううたい方をさせていただくということで御理解ください。

○野田委員 同じく3ページの副管理者のところ、副ですので4定員、定数4名ということになっているんですが、地方自治法第152条というところで、この場合、管理者が、要は欠如というか、そのときいなかったり、次の4人いると、どういう順序で選定するというか、選任するというところは、具体的にここには書かれていないんですけども、そこら辺はどのような感じなんですかね。

○下村副市長 管理者に事故あるとき、または管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ指定する順序により副管理者がその職務を代理することとしております。あらかじめ指定する順序とは、総務省が定める団体コード順であり、規則において規定していきたいと思っております。

○野田委員 ということは、地方自治法の152条における順序というのと、席次の上下とか、年齢の多少とかいろいろなことが書いてあるんですけども、そこら辺は今後決めていくってことですか。要は……。

○下村副市長 先ほど申し上げましたように、総務省が定める団体コード順……。

○野田委員 その市町村の。

○下村副市長 はい。団体コード順が……。規則でそのようにしていきたいと考えております。

○野田委員 5ページのところですけども、執行機関の組織というところで、公平委員会、情報審査会というのがありますが、先ほど1日、日額1万円ということで、こういうふうに言われたんですけども、これも、行政不服審査会についても、報酬についてはそのように言ったんです。

こういう日額1万円というのは妥当なんですか。これ、時間でどうこうということも考えられると思うんですけども、対応の仕方というのは、その点、どうですか。

○吉沢環境課長 委員さんおっしゃっておる特別職の報酬、組合議員の報酬についての決定方法等々、根拠等々なんですけど、詳細につきましては、ちょっと資料をもって説明をさせてもらうようなことになるんですけども、この報酬については、組合条例で規定することになります。

それで、この中で、一部事務組合、ほかの市一部事務組合の事例も参考に、案として今お示ししておるような金額を考えておるということで、御理解のほうお願いします。

○野田委員 監査委員のところの4ページのところなんですけれどもね、定数2名ということで書かれているんですが、これについては、代表監査と、もう一つはどのような監査、議員監査になるんですか。その点。

○吉沢環境課長 組合議員から、言うたらしただく、選出して、同意を得て選任するというので、いわゆる尾鷲でもあるんですけども、議員の方から、議選監査委員さんということでございます。

○野田委員 ということは、委員の方からの2名ということですか。要は僕も対比する経験というか、実績を持っていませんので、紀北広域連合なんかでしたら、紀北町の代表監査委員というのがありますけれども、この場合、2名というと、要は委員から2名を選出する、ちょっと再度確認しますけど……。

○吉沢環境課長 2名、これ、記載のとおり、特別職監査委員については2名、それから選出方法が識見監査委員さん1名、議選監査委員さん1名ということで、議会組合議員の方からは1名ということでございます。

○野田委員 以上です。

○奥田委員 すみません、本当に基本、本当の基本的なことをお聞きしますが、一部事務組合の設立、4月目標にしているということなんですけど、1年遅れているという話もありますけどね。

これは県の許可とかというのは要るんですか。

○福屋環境課主幹 県の許可、設立、この規約と申請書を併せて県のほうに提出させていただいて、許可を得ることになります。

○奥田委員 そうすると、僕も、この前、一般質問させてもらったときにね、都市計画の話とか建築基準法の話を見せてもらったんですけど、その中で、去年の6月にね、環境省のほうからも広域化、集約化に係る手引ね、これ、一般質問のときにも申し上げましたけれども、そういうのが出ていて、これ、今、広域のごみ処理施設が増えてきているということがあるんだと思うんですけど。

その中で、住民理解の促進に向けた取組が求められるということで、その周辺のね、建設するところの周辺の方々に対しての十分な理解を求めなさいよと、得ることが必要ですよということが書かれているんですね。

今、強硬に反対されている事業者さん、複数いらっしゃるんですよ。そういう中で、県の許可が必要だということですけど、県はその辺のところを含めて許可出されるんだと思うんですね。

だから、今の状況の中で、本当に、これ、大丈夫なのかという僕はちょっと非常に疑問があるんですけども、その辺は、もう県にこれを申請したとしても大丈夫だというようなことなんでしょうか。

○吉沢環境課長 委員さんのおっしゃるとおり、こういったものを建てるのについては、資料がない中、ちょっと説明がしづらいんですけど、周辺関係者の方の御理解を十分得るよということとは記載をされていまして、それで、これからも、反対者の方がおられるんですけど十分説明をして御理解を得るように努力をしていくということで、県のほうからは、理解を得るようにしていくような話ですもんで、こういう事案も、一応、県の環境部のほうも、準備会等々でオブザーバーで立ち会っていただきよる中で、今の状況とかは把握しておりますけれども、特にその話でこういったこと、努力をしてみようということ、それ以外に、今日の委員さんおっしゃるところについて、いや、してもろうたら困るとか、そういったお話は、実際、今のところ聞いておりません。

○奥田委員 そういうことならそれでいいで、県のほうがね、それで別にそんな、今のところ、全ての了解得なくてもこのまま突き進んでもいいということであれば……。

○南委員長 ちょっと待って。勝手に答えないでください。

○奥田委員 それはそれでいいんですけど、ただ私が気になるのは、やっぱり尾鷲市がね、尾鷲市の責任だと思うんですけど、これまで建設予定地が二転三転してきたじゃないですか。

おとしになるんかな、もう、都市計画道路尾鷲港新田線の整備で折橋墓地の移転、これも四、五年前からずっと進んできた中で、隣接市の測量せなあかんから、境界確定測量をせなあかんから、その立会いをしてもらうのに、その隣接地の方のね、所有者の管理者の方の了解が取れなかったからといって、オジャンになったじゃないですか。そういうことがあるもんでね、やっぱり同じ轍を踏んではいけないと思うんですね。

だから、きちっとしたやっぱり周辺の方々の了解を取っていくということをやらないと、やっぱり、これ、同じ轍を踏みますよ、これ、こういうことで今のままだと。僕はそこを非常に懸念するものですからね。しっかりその辺のところは、やっぱりきちっと周辺の事業者さんに対しては、きちっと了解を取った上で僕は県に申請して、一部組合の設立に向かったほうが僕はいいんじゃないかなという気がしてならないんですけど、その辺はもう全然心配していないということですか。

○下村副市長　先ほど環境課長のほうも申し上げましたが、周辺関係者の御理解を得るように、十分な説明が必要と考えております。

引き続き、御理解を得るよう説明に努めてまいりたいというふうに考えております。粘り強く御理解をいただけるように説明を続けていきたいと考えております。

○奥田委員　粘り強くといって、あなた方、そんな説明、行かれていますか。市長、どうですか。

○加藤市長　反対者の方につきましては、12月の定例会でも、いろいろと反対者の方を説得するよというような話もありましたので。

実際上は、12月24日の日にお邪魔して、お願いに上がった次第でございますんですけども、この時点では、あくまでも反対であるというようなお話をされました。

したがって、今後も引き続き説明を丁寧に行いながら、御理解を得るようにしたいと思っております。

○南委員長　市長、今の反対者の方ってじゃなしに、反対者じゃなしに、理解を得られていないという表現のほうがいいと思いますので、そのようにお願いします。

○加藤市長　理解を得られていない、広域ごみ処理施設建設に当たって御理解をいただいていると、そういう形で、今後、御理解をいただいている方に御理解をいただけるように丁寧に説明してまいります。

○奥田委員　最後にしたいと思えますけど。

でも、市長、そうやって言われていますけど、強硬に反対されているから、二つの事業所の方、ないし、ほかの方はちょっと分からないですけどね。僕が把握している限りでは二つの事業所なんですけど。

言っていることはちょっと違うところがあるんですけどね。お一方は、やっぱり手続的なことを言われているわけですよ。ちょっと強引的、強引にやり過ぎじゃないかと。だから、もう一人の方は、やっぱり目の前だしね、商売のこともあるということ、ちょっとそういう意味では、今反対している理由が違うのかなという気が

するんですけど。

ただ、やっぱり今1回だけね、二つの事業者の方に12月24日、説明に行かれたというふうに僕も聞いていますけど、それでこのまま突っ走るといふ。このまま行くと、また溝ができませんかというような気がしてね。

じゃ、4月1日までに了解、僕は取るべきやと思うんですけど、その辺の見込みというのはどうですか、市長は。ぜひ僕は取ってほしいなと思うんですけど。市長にちょっと聞いて。市長、どうですか、3月末までに僕取ってもらえませんか。

○加藤市長 一応、3月末までには努力はしますけれども、それを御納得いただけるということについて確約はできないと思います。

ただ、何度も申し上げておりますように、丁寧に説明しながら、その方のお申出に対してきちんとした御回答ができるような形に持っていきたいと、このように考えております。

○下村副市長 御理解を得られていないお二方につきましても、パブリックコメントをいただいておりますので、それに回答するというような形になると思われま

す。

何度も言うようですが、粘り強く御理解いただけるような説明に努めていききたいと思っております。

○南委員長 奥田委員、よろしいですか。

○奥田委員 はい。

○楠委員 まず、ちょっと基本的なところをお聞きしたいんですけど、この案件については、今後、議案として本会議で議決案件とはなると思うんですけど、その際に、修正が可能なのかどうなのか、その規約の内容についてですね、その辺ちょっと担当課の考え方を示してください。

○吉沢環境課長 規約の上程自体は、この間からのスケジュール案どおり、めどとしては2月頃ということで予定をしております。

そういった中で、各市町とも、本日、議会の皆さん、それぞれの議会の皆様に御説明をさせていただいて、いろんな意見を聞いて反映できる部分は反映したいとか、これはまだそれは持ち帰ってから準備会で協議をして、内容によって判断を、意見を聞いた中で協議をすることとなろうかと思っております。

○楠委員 私の聞いているのは、協議を続けていくことは別に構わないんですよ。本会議で最終的に一部組合を認めますよ、規約もいいですよというときに修正ができるのかどうか。

○吉沢環境課長　修正と申し上げますと、まだ規約案本体自体は、この概要という形でなるということで説明をさせていただいて、修正というのは、まだ案として正式に出しておりませんので、出した段階で修正ということでありましょうか。

○楠委員　ちょっとその辺の理解がされていないようなので、今回、この一部事務組合の概要案ということで、いろいろまだ事前の協議をしているということなんですけど、実際、法定上はもう手続上、議決案件ということになっているんですけど。

ただ、事務手続上、一つ言えるのは、あくまでも共同体をやろうとする長の規約ですから、多分議会での、本会議場での修正権は多分議会にはないんですよ、規約ですからね。

だから、そこを勘違いしていけないのは、今言ってくれたように、じゃ、組合の概要の協議をまだ何回も続けるのかどうか、まだ、これからまだいろんな方が意見を言うと思うんですけど、私は何を言いたいかというと、構成団体の数の問題だとか、規約の変更とか、解散、それから清算のこと、これまた一つも書いていないんですよ、概要の中に、一番大事なことを。

ということは、まだこれからいろいろ常任委員会で協議していきますから、まだこれからこの内容の協議を同じ常任委員会の中で重ねていくのと、今、準備組合のほうでも検討するということがよろしいんですか。

○吉沢環境課長　一部事務組合の規約のほうなんですけど、地方自治法に基づき、七つの事項について規定を求めなければならないと規定をされております。

一部事務組合の名称、一部事務組合の構成団体、一部事務組合の共同する事務、一部事務組合の事務所の位置、一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法、ほいから、一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法、それから、7、一部事務組合の経費の支弁の方法ということで事業法のほうで規定をされておまして、本日は、その7項目について、原案はこういうふうになっているということで協議をされておるといことで、御説明をさせてもらっております次第であります。

○楠委員　じゃ、そういう内容であれば、県のほうの許認可の担当の方と、許可が必要なのか、同意事項なのか、そういうのも含めて協議をしておかないと、最終的に申請をして県の許可を得る、県も審査期間、時間ってありますよね。今日出して、あした許可下りるわけじゃないですから。そうすると、今2月の中旬と言いましたけど、県の標準の審査期間はどのぐらいかかるか調整しています。

○福屋環境課主幹　県の市町行財政課のほうに確認しておりますけど、許可の標

準期間は30日以内とされております。

○楠委員　　ですよね。大体20日とか1か月ぐらいの審査期間がかかるわけですよ。

そうすると、今言ったように、規約の中の要件が七つだけではなくて、多分県のほうの指導もあると思うんですよ。今言った構成団体の数の問題だとか、数は今五つと決まっていますからまだいいんですけど、いわゆる規約の変更とか、解散とか、清算とか、いろんな事項が絡んでくるんですから、脱退とかね。それのも本来は規約の中に入れておかないと、急にちょっと都合悪いのでというところが出てきたときに、規約の中に書いていないから何もできないじゃ駄目なんですよ。

ですから、県の許可、同意事項の中にも、今私が説明した内容が含まれるのかどうかやっておかないと、それをもってまた次やらないと、いいですか、本会議場で質疑だとか変なものが出たときに、いきなり否決になっちゃうんですよ、手続上。それ、分かっています。

否決になるということは、県にも出せないんですよ。そうすると、標準審査期間どころじゃ済まないんですよ。だから、行政手続上の話も全部あるので、それをもう少し理解した上でこの規約をもう一回精査して、再度委員会を開いてもらわないと、この内容じゃ、ちょっと厳しいんじゃないですか、本会議場で、議決案件を出すときに。

○吉沢環境課長　　県の行財政課が窓口になるんですけれども、規約の執行部の5市町の話合いの協議の折々に、実際にこういった形でまとまりつつあるということで御相談、御指導を受けてしている中では、ちょっとそういったお話は伺っておりませんが、また、そこら辺もちょっともう一度、念のため確認をさせていただきます。

○楠委員　　一応、県の担当課の方と相談してもらって、いつ行くか、どういう相談をしたのか、そういうのを必ず報告してくださいね。そうしないと、私たちが、議会がこの常任委員会ですっかり議論しているのにもかかわらず、要件が抜けたことによって、議員たちは何やってんだという話に当然なりますから、大事なことですからね。今言った内容をしっかり確認してください。

もう一点、5ページのところで、各その他の事項で、公平委員会、情報審査会、行政不服審査会とこの三つがあるんですけど、公平委員会は、三重県の市町公平委員会、情報審査会と行政不服審査会は、三重県の町村会の参加予定ということが書かれているんですけど、これ、この違いはどういうことなんでしょうか。

○福屋環境課主幹 公平委員会の事務局としては、三重県市町総合事務組合となります。情報審査会及び行政不服審査会は、三重県の町村会への参加を予定しておりますので、参加する場所の違いになります。

○楠委員 私、ちょっと県のほうの詳しいことはちょっとまだ調査できていないんですけど、市町会と町村会と各委員会が違う理由は。

というのは、私が確認したいのは、市町の各委員会もあるんじゃないかと思うんですけど、それはないんですか。

○下村副市長 いわゆる三重県には村がございませんので、町になる場合は、こういった行政団体につきましては、町村会とか、そういったところで事務を担当していただいております。

市でしたら、独自に公平委員会や行政不服審査会を設置しておるんですが、町については共同でということで、町村会等で運営していただいておりますというふうに思っております。

○楠委員 まだちょっと理解できないんですけど。

じゃ、逆に、公平委員会は、市町の団体でしかないということなんではないでしょうかね。

○下村副市長 町とか一部事務組合、広域については、こういった市町総合事務組合に事務を委任しておるというように。市については、独自で、単独で、各自治体で公平委員会を設置しておるというふうになっております。

○楠委員 市で独立して持っているところはそれでいいんですよ、別にね。今度は三つの町が一緒になりますから、それはいいんですよ。だけど、市町の公平委員会があるんだったら、情報審査会も行政不服審査会も、市町の団体とか、そういう固有名詞がある組織になっているんじゃないかと思うんですけど、それはないんですね。

○吉沢環境課長 申し訳ありません。今、細かい資料がありませんもんであれなんですけど、委員さんおっしゃったのは、それぞれの頼む先が異なることについてのということですね。それは協議の中で、大まかに事務的な話になるかと思うんですけども。

そこは、今、議論をして、こういった形ではないのかなという形で案を出させていただいております。ただ、どのようにして議論してというのは、ちょっと手元に資料がございませんので、もしできたら、議会のときにそこら辺もちゃんと話をし、そういった取扱いにしていると思いますので、資料を整えて説明させていただくような取扱いでお願いしたいと。今ありませんので。



○楠委員 基本的には、早めに事務的な話も含めて精査して、整理しておかないと、規約上の問題が必ず出てくるということになると思うんですね。

もう一点、13番の10ページですか、今後のスケジュールの中の中段で、施設設計・調査ということで、環境アセスメントが令和4年から5年、その下に都市計画決定手続が重複してあるわけなんですけど、生活環境調査の評価が出てこない、手続はもう少し先になるんじゃないですかね。事務作業は確かに令和4年から始めることはできると思うんですけど、実際にその決定行為そのものが、都市計画審議会とかいろんな手続していくと、令和5年から途中は可能なんですかね。

○福屋環境課主幹 すみません。都市計画決定手続なんですけど、都市計画決定をしてもらう前のいろいろの事務作業がありますので、生活環境影響調査とダブるような形になります。

委員さんおっしゃるとおり、生活環境影響調査の結果をもって都市計画決定手続になりますので、矢印的には、令和6年度中になろうかとは思っておりますけど、すみません、以前にお示ししたスケジュールなので申し訳ございません。

○楠委員 こういうところまでしっかりこれからのいろんな面で、公文書として一般の市民の方にも目に入るわけですから、環境調査の下の段の都市計画決定というのは、事務と法定手続は本来別のものなので、決定行為そのものはですね。だから、ここは、だから、逆に言うと二重線になって、事務作業と都市計画決定、県の手続も当然必要ですよ。

そういうことを含めて、もう少しこの今後のスケジュールのところもしっかりやっておかないと、ただ前にやったとおりに書いていますじゃなくて、1日1日進歩しているはずなので、この内容ももう少ししっかり見てやっていないと問題があるだろうということですね。

いずれにしても、県の申請で4月1日を目指すのであればいいんですけど、先ほど奥田委員も言いましたように、県のほうは、周辺の住民との関係、土地所有者だけじゃなくて、地域の住民の説明会とか、そういう状況はどうなっているんだということは、多分審査の対象にはならないけど、話の内容には出てくるだろうということで、今の状態でいけば、県の担当者からすれば、えっ、こういう内容でいいんですかということにならないようにやらないきゃいけないでしょうということなんですよ。

ちょっと一部事務組合のと話が違うんですけど、パブリックコメントについても、委員長が先ほど、いろいろ関係の調査が、関係市との関係があるのでという発言が

ありましたけど、パブリックコメントは、尾鷲市はごみ処理施設土地の当事者ではありませんけど、パブリックコメントについては尾鷲市民に伺っているわけですよ。

ということは、本来であれば、ここで提出されて、一部事務組合の議論というふうになると思うんですけど、見せることというより、別に回答はともかく、どういふパブリックコメントがあったのか、その辺の提示はあってもいいんじゃないかと思うけど、いかがですか。

○吉沢環境課長 御指摘のとおり、本委員会までにそこら辺が取りまとめができておればよかったですけれども、実際、ちょっと精査途中であります。

それで、パブリックコメントは、10件のパブリックコメントがありました。それで、大まかな項目としましては、市民の理解について、建設の影響について、建設予定地について、それから廃棄物政策について、代替市営野球場について、それからパブリックコメントについて、広域化の枠組み、ごみ処理施設システム、それから災害廃棄物関係、メリット、それから施設の影響、負担割合、それから基本構想全般等々、10名の方なんですけど、項目別にいきますと48件の内容に対する精査を今しておりますので、そこがまたそごがあったらいけませんので、きちっと責任持った回答をさせていただくということで、申し訳ない、時間のほう、なかなかあれだったんですけど、今、委員長におっしゃっていただいたとおり、2月には、この全容をこういった形でというのは十分説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○楠委員 私のほうの提案なんですけど、48の内容があったということなので、2月4日前後にまた委員会を開催するということなので、できたら、その10件の方が出されたその48の内容だけでもね、回答はともかく、タブレットに発信してもらえませんか。どういう意見があったのかということ、考え方があったのか、どういう要望があったのか、要請があったのか。回答は、あくまでも皆さん事務局で出す内容ですから、私たちはその内容に、回答の内容はどうのこうのではないですね。それは4日の日にはまたいろいろ議論できるんですけど、いかがでしょうか。

○吉沢環境課長 ちょっと内部でも精査させていただいて、手続上問題ないかどうか確認させていただいて、意見についても、書かれた内容そのままありますと、個人情報等々問題もありますので、内容をかいつまんだような内容でお示しすることが可能であれば、そのように対応をさせていただきたいと考えております。

○南委員長 課長、勝手に、あんた、そんな答弁してもろうたら困るのな。委員

会は委員会の方向性で、冒頭にさ、しっかりパブリックコメントについて方向性を出しておるんやで。

○吉沢環境課長 はい。申し訳ないです。

○南委員長 あかんよ、あんた。訂正せなあかんやん、それやったら。議長、委員会としっかり相談させてもらうというのは当然のことでしょう、これ。大事なことですよ、これ。

○吉沢環境課長 申し訳ないです。

○南委員長 今、楠委員さんの意見はもっても、僕もそれ、委員会の前にパブリックコメントは大事やということは言うておるんですわ。

それでも、いろんな5市町のやはり関係があるということで、議長共々、不本意ではございましたけれども、やっぱりしっかりした形でパブリックコメントについて、やはり回答をもってここへ報告するのが僕は筋じゃないんかいなと思っているもので、コメントだけあれして回答はなしといたら、またおかしな、変なボタンの掛け違いがあったら大変委員会としても困るし、やはりコメントをもって報告をしていただく感じでおるもので、御理解を賜りたいと思います。

○仲委員 前回の資料の提示の中で、今後の進め方があったわけですけど、今日の規約の説明があって、2月末までに各市町の議会でこの規約の、正式な規約の審議、議決という進行が書かれておるんですけど。

確認ですけど、今回の内容を正式な規約にして、組合格約だけを各市町、5市町が議決すれば、それで組合ができるということで理解してよろしいですか。

○吉沢環境課長 おっしゃるとおり、今日、本日、各市町で事前、こういう形の説明をして、2月を目途に規約の議決の上程を今調整中です。

それで、それぞれの規約の承認をいただいて、県のほうへ申請書を出すという段になっております。

○仲委員 それで議決をして、県の申請書で正式に許可が下りた場合、予算の審議とか、組合議員の選出がこの3月までに行われるということなんですけど。

事務的な話なんですけど、一方で、一部事務組合、東紀州環境施設組合の組合条例、言うたら条規類の進捗はどうなっていますか。

○福屋環境課主幹 東紀州広域施設組合の条例等々は、ほぼほぼそろっております。

○三鬼（和）委員 あわせて、今先ほど仲委員から、条規集のことがありましたもので、条規集も参考として、組合議会は選出される方しか出られませんけど、あ

る意味、業務を理解するというところで、規約もできたら参考として配付をお願いしたいなと思います。

それから、ちょっと確認なんですけど、三つばかりちょっと確認させていただきたいと思うんですけど、11ページの、今さらなんですけど、14番の共同処理する事務に要する経費及び負担割合の建設事業費なんですけど、これは、どことも、広域の場合とか一部事務組合を含めて、広域でやられる場合は、建設事業費もやっぱり人口割がどこでも採用されておるんですか。ごみの量、下のよう、実績じゃなしに建設費の割は人口割というのが多いんですか。どうなんですか。最終的に確認したいと思います。

○吉沢環境課長 組合によって、これは、言うたら、首長さんで議論してもらおう中で、やり方がまちまちといいますか、それぞれありました。

その中で、当然人口割を用いたり、均等割を用いたり、それから処理量割を用いたり、それから均等割を10にせんと違う割合にしたりとかの様々な形のところがありまして、県内の各市町の一部事務組合の負担割合の主なところなんですけど、例えばで申し上げますと、鳥羽志勢広域連合でありますと、建設費については、人口割100%を用いたり、運営費は利用者割、実績割を用いたり、それから……。

○三鬼（和）委員 分かりました。

○吉沢環境課長 いろいろあります。

○三鬼（和）委員 人口の結果と、それから実績というのは若干違って来たという結果が出てきておるんですけど、この5市町の事前協議のときには、そういった議論はされなかったんですか。やっぱりもう人口割でいくということで、実績を加味するとか云々はもうなかったんですか。

○吉沢環境課長 事務局案としまして、二、三例、いろんなことを出しまして、メリット、デメリット、こうした場合はここが担保される、こういった場合はここが担保されるけど、ここら辺の問題があるという中で、案とメリット、デメリットをして、各首長さんの案共有の中で判断をしていただいた結果、建設費についてはこれが妥当なものやないんかと。それから、組合運営費のほうは、これ、こういう形が、実績割でいくほうが妥当やないんかという協議結果となりましたので、そういう議論をしております。

○三鬼（和）委員 それから、14ページなんですけど、新野球場に関係することなんですけど、これ……。

（「まだやで」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それはまだです。次です。

○三鬼（和）委員　あっ、まだか。ごめん、ごめん。

じゃ、すみません、じゃ、一つ戻ります。

規約のほうなんですけど、紀北広域連合とか、三重紀北消防組合においては、管理者というんか、連合長であるとかというところが監査を、代表監査が担当するような、この辺、今までの広域ではなっておるんですけど。

例えば管理者のところになると、全て事務局から、監査から、全て一つの自治体が担うような形になるんですけど、そういった場合は、これ、どういった、議会の場合は選挙、どういう選ぶについても一応選挙という形になってはいますが、代表監査って一般職員というか、その監査の選び方は、これまで広域やっておるようにセオリーで充てるんですか、どうなんですか。その辺は議論していないの、5市町で。

例えば、管理者とは別の市町の方を監査委員にするとか、そういったことを含めて、どういった理論で進めておるんですか。

○加藤市長　5市町の首長会議については、お示しした規約の内容の事項についてあれしまして、詳細については、まだ、正直言って、管理者、副管理者、どういう形で誰が管理者になるのとか、あるいは議長というのは、先ほど言いましたように選挙でやるとか、監査委員どうのこうのは、まだ決まっておられません。これからの話でございます。

○三鬼（和）委員　これまで、ここの、本市に関わる広域につきましては、そういった形、ちょっと私も農業委員会も入っておったことがあるけど、ちょっともう忘れちゃったもので、形態が。

紀北地区につきましては、一つの自治体が全部担うという形になっておって、管理者であるとか、連合長すると、そこの代表監査委員が監査するとか、議選は別ですけどね、また全然違うところがされておるようなんですけど。

事務的というか、行政側的な立場の人は、全部事務局長を含めて、一つの自治体が担わなくてはいけないということがあるので、広域の在り方としてそれがいいのかどうかという。

結局、広域でしたら、一部事務組合を含めて、本市がある程度運営をしていかななくちゃいけないという、議会はありますけど、それから、それぞれ管理者、副管理者の協議とか、事務レベルの協議というのはありますけど、形的には、そこの担うところの自治体が、ほぼ運営していかななくちゃいけないという後々ありますので、

その辺はどういった議論をされておるのかなって気になりましたもので。

これまでのセオリーでやられるんかどうかということを含めて、多様的に議論してほしいなと思います。

○加藤市長　　まだ、その辺のところは議論したこの範囲内でございまして、したがって、三鬼委員のほうからそういう御意見もいただいたということをご参考しながら、今後、詳細については詰めていきたいと思っております。

○濱中委員　　9ページのごみ処理量の推移というところで、これから先の予測が出ていますけれども、運営費に関しては、ごみ量の実績でこれから決まってくるということですので、これまでの実績というものを、各市町で資料として頂ければと思うんですけれども、委員長、お願いできますか。

○南委員長　　分かりました。

○濱中委員　　それと、すごく手間のかかる資料のことをお願いしたいんですけれども、結局、人口が減っておりますから、全体の量は、ほぼほとんどの町で年々減ってはきていると思うんですけれども、ごみ量を減らす上では、1人当たりのごみが本当に減っているのかどうかというあたり、市民の皆さんにお願いしていくでもその辺りの啓発が必要になるかなと思うので、これまでの実績に、プラス、1人当たりのごみの推移がどうなっているかが分かるような資料にしていきたいんですけれども、各市町のものがそれでできますでしょうか。どうですか。

○吉沢環境課長　　見込みを出すに当たりまして、特に委員さんおっしゃっておるとおり、これまでの経緯と（聴取不能）もありますので、資料としてはバックデータがございまして、これ、基本構想にあるのかなと思ったらちょっと確認できませんので、当然、そういったものもあろうかと思えます。

また、もしあれでしたら、取りまとめて委員会のほうとか、御相談させていただいてするような形がよろしいでしょうか。

○南委員長　　お願いします。

○濱中委員　　委員長、それでお願いできますか。

○野田委員　　ちょっと確認ですけれども、先ほど今後のスケジュールのところ、生活環境調査というのが、影響調査というのは令和4年から令和5年ということと言われたんですけれども、市民に対してのこのような広域ごみの施設ができますよ、その中の環境データはこうですよというようなやり取りとか、周知徹底というのは、スケジュールの中には入っていないんですけれども、前に進むのであれば、そういうことというのは、法律か規定か何か分かりませんが、それ、よろしいん

ですか。ちょっとそれだけ確認したいと思います。

○吉沢環境課長　　まず、今後のスケジュール、10ページにあるとおりになんですけれども、現段階では、基本構想といたしまして、こないだお示しさせていただきましたような概要しか決まっておられません。

今後、一部事務組合を立ち上げた後に、こういったごみ処理整備基本計画とあって、どんなところへどういう配置するやとか、どんなことやとか、それから測量・地質調査とか、今の野球場の建築可能なところをいろいろ探るのにボーリングするとか、いろいろするとか。

その中で、3段目にあるとおり、生活環境影響調査というものがございます。それで、当然こういったことを開催する前には関係者の方には当たって、こういう流れでやりますというのは、当然説明をしていかなあかんと思います。

それで、生活環境影響調査のほうなんですけど、生活環境影響調査というのは、御存じのとおりやと思うんですけど、大規模な開発事業を行うとき、事前と事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価、公表をするとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聞き、これを事業計画に反映させることで、公害防止、自然環境の保全を図るための制度でありますので、委員のおっしゃった関係する方については、こういった形やとか御意見を伺う機会は当然設けておかなければいけないと思います。

ただ、このスケジュールについては、申し訳ないんですけど、簡易なといいますか、細かいところまで詰めても、（聴取不能）がちょっとできませんので、当然、説明のほうとか周知は考えております。

○野田委員　　関係者って言われましたけれども、関係者をどのように想定しているのか。要は僕、入り口から、これは専門的知識がとか、そういう部分がウエートを占めてしまうので、私はどうこう言うべきものじゃないんですけど、できないんですけれども、入り口から出口までの広域ごみのこのような形になって、そこに環境データ、尾鷲市だったらどのような基準、データをちょっと入れてくれとか、市民の方でも、専門的な知識のある方はデータ分析をやられて、尾鷲のこういうすり鉢をそういう、今はそういう時代じゃないと思いますけれども、いろんなことに興味を持って意見を言われる方もいると思うんですが、そこら辺も収集するというか、集約するというようなことというのはある程度必要じゃないのかなと思うんですが、そこら辺は、まだそこまで行っていないんですか、ちょっと。

○吉沢環境課長　　具体的な話は、ちょっと説明できる段階まで煮詰まっていませ

んもんで申し上げかねるんですけど、一応というんですか、これは当然周辺関係者、まず、全市民的な形で理解を得て行わなければいけない事業でありますので、今までの意見とか御意見をパブコメでも聞いておると、環境面での心配が一番ありますので、そこは十分周知なり何なり、御意見を聞く場合は、具体的に今これをする、あれをするということは申し上げかねるんですけども、当然行っていくというふうに認識をしております。

○野田委員　先ほどごみの実績の話がされているんですけども、要は僕、人口割でやりましたよということで、今どうこう言っても仕方ないのかなと思いますけど、やっぱり建設事業費の、ここに人口割だけじゃなくて実績割というものも入れて、やっぱり市民の方が、市民、町民の方が意識して、SDGs じゃないですが、環境を基にやはりごみの削減とか有効活用とか、そういうものを意識させる、意識してもらうためにも、こういう実績割というのも必要かなと、どのような計算になるかちょっと分かりませんし、そこら辺の検討も必要じゃないんかと思ったりしたんですが、これは参考にいかがですか、その辺。

○吉沢環境課長　実績割も用いておる団体もあります。

それで、先ほどから申し上げておるとおり、野田委員さんのおっしゃることも分かるんですけど、それぞれいろんな方式を示して、メリット、デメリット、こういったことがあったらこれが担保できるけど、こういった中で、5市町の首長さんで協議をしていただいて、この形が、今回はうちのほうはするという結論というんですね、協議をしておりますので、御理解ください。

○奥田委員　ちょっともう一点だけ、すみません。

11ページのところの事業費のところなんですけど、今回、事業費が79億のところ、循環型社会形成推進交付金ね、18億6,000万見込んでいると、あと、60億ちょっと5市町で負担する分な感じなんですけどね。

ちょっと冒頭の補佐の説明がちょっと気になったんですけど、熱回収発電のところ、ちょっとあやふやな説明やったやないですか。11月10日のときも話があったと思うんですけど、これ、熱利用するんやったら、それなりのやっぱり設備要るでしょう、当然、プラントとかいろいろ。

その辺のところというのは入っていないという話が、たしか11月10日のときあったような気がするんですけど、それはどうなんです、事業費が今79億と見えていますけど、膨らむんじゃないの、膨らまないんですか。これは全部入っているという理解でいいのか。それ、ちょっとあやふやにされるとちょっと困るんでね、



これね、ちょっと。

- 吉沢環境課長 おっしゃっておるページの11ページの負担額参考で、前回お示した内容でありますけど、これは5市町で広域ごみ処理をするに当たって、当然費用分析も必要やということで、直近事例等を参考にこういう金額を見込みとして、概算見込みとして計上させていただいております。

それで、おっしゃっている具体的に熱還元システムの云々やとかという具体的な金額については、10ページを御覧いただきたいんですけど、10ページで、いろいろ基本計画、測量・地質調査等々を行って、事業者選定であります。ここの中で詳細設計になったときに、ここら辺ぐらいではっきりとした金額、見込みの設計額とかが分かることになると思いますので、そういった表現で、ちょっと御理解のほうをお願いしたいと思います。

- 奥田委員 そうすると、今やっぱり79億と見ていますけど、そういうような熱回収、それで発電とか、今曖昧なことしか、まだあとこれからのことということですけど。

そうなってくると、今80億近いんですけど、これが90億とか100億とか、総事業費が100億超えるのかちょっと分かりませんが、そういうふうになってくるといような感じなんですか。そうすると、各市町の負担が増えてくるじゃないですか、当然。

その辺のところは、ある程度やっぱり概算でも出しておかんことには、これ今、財政難の尾鷲市において、後々、またこれが、例えば100億になった場合に、20億でも上積みされるわけでしょう。それで、5市町の負担もあるけれども、それで交付金の部分がね、そこ、じゃ出てくるかもしれんけれども、増えるじゃないですか、当然、各市町の負担が。その辺のところは考えておるんですよね、当然。

- 吉沢環境課長 5市町の準備会で協議をしている中で、費用については、そういった形で、概算見込みという形で設定をしております。

それから、委員さんも御存じのとおり、こういった規模のものを建てるについては、実際こういったことをして、こういう骨組みで、こういう平米数で、こういう、例えばストーカ方式、それから流何とか方式とか、いろんなのを勘案して、まずはその姿をはっきりと確定せんと、金額についてはなかなかはじけんやないかということでもありますので、それについては当然費用、設計業務委託費用とか測量の費用がありますので、そういう形で申し上げました。それで、誤解を与えたら申し訳ないんで、要するに概算の見込みで必ず上がるとか、そういったことは僕は言うてお

りませんもんで、そういったことで御理解のほうをお願いします。

○奥田委員　だから、だって、これ、これに上積みされるということでしょう、発電とかと熱回収の部分の設備が。だったら、それはやっぱり試算として入れておかないと。例えば紀北町なんかで今単体でやったほうがいい、単独でやったほうがいいんじゃないかとかね、費用比較とかあるわけじゃないですか。やっぱりそういうところの概算でもやっぱり出しておかないと、これ、意思決定を間違える可能性だってあるわけでしょう。

尾鷲市だって、これ、負担が増えるなら増えるってやっぱり今の段階で言っておかないと、皆さん、誤解を生みますよ。今これ79億でできるんだなと市民の方が思って、実際、蓋を開けたら、いや、これ、発電とかそういうのをせなあかんものですから、この交付金をもらうためには熱回収の分、そういう設備が要るんですよということで100億になりましたと、あともう20億ただかなあかんですよと言ったら、そんな話ありましたかということになりますでしょう。

だから、そういうふうなことにならんように、やっぱりある程度概算を出しておくべきじゃないですか、これ。一部事務組合に説明する前に、やっぱり5市町に対してきちっとその辺の議会や住民の方々に、その辺のところの情報ってやっぱりきちっと提供していくべきじゃないんですか。どうなんですか、これ。いいんですかね、後々、これ。僕、後々もめんようにということで思って、老婆心ながら言うておるんですよ。

○吉沢環境課長　こちらの表の、ちょっと僕はもう説明不足やったか分からんですけど、概算費用をはじくに当たっては、当然そういう循環型やったですか、そういう施設の例も類似施設の事例でありますので、はっきり言うたら、参考にこういう概算費用を出すに当たって、そういうシステムのお金が全然入っていないかといえば、入っていないわけではないと理解をしております。

ただ、具体的には、どういったものを建てるとかというのが決まりませんと詳細な金額は出ないということで、御理解のほうをお願いします。

○南委員長　ここで10分間休憩します。

(休憩　午前11時22分)

(再開　午前11時32分)

○南委員長　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

先ほどの規約のほうで意見のある方。

○三鬼（孝）委員 参考までにお聞きしますが、建設用地野球場周辺の複数、建設に対して理解を得られていないということなんですけれども、施設を造る場合に、半径500メートル道路法という、住民に理解を得なければならないというようなことを聞いたんですけど、その辺は、今そういう何か関係上の法で規約があるんですか。

○吉沢環境課長 多分、建築基準法51条の付議基準のことであろうかと思えます。

金沢市等々では、そういう御配慮せえというふうに基準で、具体的に半径何メートルとか、そういうふうに理解を求めよとか、規定をしておるような自治体もごさいます。

それで、その中で、本市の都市計画審議会の付議基準の中では、現在ないようには伺っておるんですけど、そんなことがなくても理解を得るように求めていかなあかんと考えておりますので、ということであります。

○三鬼（孝）委員 分かりました。

ちょっともう一点。それで、野球場のアセスメントの調査なんですけれども、これあれ、どうなっています。生活環境影響調査が令和4年度になっておるんですけども、この中に入っておるのかな。

○福屋環境課主幹 我々、今回の広域ごみ処理施設なんですけど、環境アセスまでは必要ありませんので、廃棄物処理法上の生活環境影響調査ということでさせていただきます。

○三鬼（孝）委員 そうなんですか。最初の火力の跡地をやる場合には、環境アセスが要るんやというようにお話を聞いたけれども、野球場の場合は要らんという、その辺の理解はどんなですか。

○福屋環境課主幹 ごみ処理施設は、我々のごみ処理施設のトン数なんですけど、県条例でいきますと生活環境影響調査でよいということなので、野球場でも、火力の跡地でも、生活環境影響調査だと理解しておったんです。

○南委員長 ちょっとよく分からんがな。もう一回ちょっと順序よく。ちょっと今の答弁は、ちょっとよく理解し難かったもんで。

○吉沢環境課長 書かせていただいております生活環境影響調査、10ページにあるのはアセスメントですが、そこはしないということで県とも確認をしているということで、生活環境影響調査を行うということでもあります。

○南委員長 野球場は、アセスには関係ないってことでしょう。

○三鬼（和）委員 8ページの可燃ごみの処理の流れということで、ちょっと確認ということで。

エネルギー回収施設へ可燃ごみと矢印でなっておるんですけど、2市町において、し尿の脱水汚泥というのが入っているの、これはもう従前、可燃ごみ等々の数量と加味されておるんですか、どうなんですか。新たに出てくるんですか。

○吉沢環境課長 申し訳ございません。可燃ごみの処理の流れは、従前から示しているフローと同じであります。

それから、右のごみ処理用水の中にも、この脱水汚泥の分も含まれているということで理解をしております。

○三鬼（和）委員 分かりました。

各市町のごみの処理を、可燃ごみの処理をした中に、熊野市さんと紀北町さんの脱水汚泥って、し尿処理の仕方が違うということで、ごみとして扱っておるということだと思う、あっ、分かりました、思うんですけど。

あと、これまで整備する中では、本市においては、本市のストックヤードが要るのではないかと云々と言っておったんですけど、これは、施設が整備されても、リサイクルについてはあれですか、ちょっと広域とは離れていくんですけど、本市の場合、現在の清掃工場をそのまま使っていくんですか。かなりロスが大きいと思うんですけど、そういったところは、ちょっと広域から離れますけど、記載してありますのでちょっと参考までに。

○吉沢環境課長 お尋ねの現清掃工場については、清掃工場の中にはストックヤード、資源ごみのものもあります。

それで、今の状況では、令和10年度に広域のごみ処理される、可燃ごみについてはここで全部処理するという形になりますので、当然、あそこの清掃工場はもう稼働しないことになろうかと思しますので、それ相応の手続なり、何なりを考えていかねばならないと考えておると、それから、具体的な年限になりましたら、修繕費用らも、それらも勘案して、具体的に絞り込みを行うということで。

それで、資源ごみのほうについては、ざくっとして、今大体こんなもんを考えなあかんというのはまとめておるんですけど、平米数と金額等の概要は、ただ、ちょっと示す段階じゃございませんので。

あとは、従前から申し上げておるとおり、広域ごみ処理施設整備が、可燃ごみの建物が建ったら、市民の利便性を考えて、何度も行かんでもええように動線等も考えて、どこかにするのに尾鷲の土地もありますので、そこはまた今後の協議の中で、

必要であれば交換やら何やらという話をしていくことになろうかと思えますけど、配置計画自体がちょっとまだ煮詰まっておりませんので、そういったような状況です。

○三鬼（和）委員 広域で、これ、整備を進めていかなくちゃいけないということなんですけど、本市のこういった環境整備においては、これも大事なあれではないかな、施策の中で、住民の利便性というか、住民に持ってきていただくということも含めて大事だと思うもので、どういった土地があるか等は別にしてでも、そういった計画も併せて、今後立ててほしいなと思えますけど。

○下村副市長 すみません。一応、資源ごみにつきましては、同一敷地内に設置を予定しております。尾鷲市所有の土地もありますので、ごみ処理工場の立地云々で、どの位置にというのは設計次第なんですけど、その際に土地の交換ということもありますので、尾鷲市の資源ごみについては、同一敷地内に設置を計画しております。

○三鬼（和）委員 （聴取不能）

○下村副市長 はい。

○三鬼（和）委員 分かりました。

○南委員長 それでは、次に、搬入道路に関わる基本協定書と野球場に関わる基本協定書、2件について入ります。

○内山委員 野球場移転の協定書のほうなんですけど、第3条の2のただし書のところに、避難施設全体とあるんですけど、これは築山のことを言っているんでしょうか。

それと、このただし書の全体の文言の捉え方によっては、場合によっては、築山とは別の避難施設も考えられるのかどうか、これをお聞かせください。

○下村副市長 ここで言う避難施設というのは、築山を想定しております。

築山につきましては、SEAモデル構想の中で、尾鷲市としてはSEAモデル、いわゆる旧火力構内の安全対策ということで、2,000人から3,000人が避難できる築山を想定しておりますが、ここで、いわゆる避難施設全体想定利用者のうち、新尾鷲市営野球場利用者分と書かれておるのは、当然、代替施設として野球場を移設するので、その野球場を利用する人数分、尾鷲市の全体の築山を費用負担するのは困りますよ、野球場の利用者を分任してくださいよということでございますので、例えば野球大会があれば、最大、選手、関係者、それと観客、家族等を含めたら、大体250から300人が最大だと思いますので、その分の負担をお願いします。

るというふうなことになります。

ですから、築山であった場合、案分になるかと、また避難タワーであったら、その避難タワーの分ということになります。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○三鬼（和）委員 先ほど聞こうと思っていたのは、その辺なんですけど。

じゃ、この避難所について1億6,500万ということは、野球場移転に関して、初めの段階では、こういった津波避難のもセットかなと思っていましたけど、先ほど、言うたら200人分ぐらいということで、SEAモデルの中で、築山にしても規模が大きければ、そちらのほうで合わせたのとセッティングしていく分の1億だけを、これは均等に負担していただけるんですか。

うちが、それも利用するところの比重でやられるんですか。どうなんですか。

○下村副市長 いわゆる建設事業費と同じ割合になります。

○南委員長 他にありませんか。

○楠委員 今、この野球場のほうの関係なんですけど、避難施設の整備工事で1億6,500万という数字を築山って考えたときに、もともと中部電力株式会社の土地は、瀬木山を壊して、崩して、埋立てしたということですね。

50年もたっていますから、ある程度の安定はしていると思うんですけど、築山を造って、どういうスタイルで造るのかちょっと分からないんですけど、土質調査とか、地耐力の調査とか含めて、地震が実際に起きたときにその築山がもつのかどうか、本当に避難施設として可能なのかどうかを含めて、その積算の根拠ってどういう根拠でこの数字が出たのか、具体的にこういうものを想定したときにこのぐらいだろうということなのか、ちょっとその辺をちょっと、できる範囲で回答を願いますか。

○下村副市長 直近に避難タワーを建てた経費です。200人から300人の方が避難できるような避難タワーを設置した場合の経費が1億5,000万ということで、それに消費税をという数字でございます。

○楠委員 じゃ、避難タワーと築山とそんなに大差ないという考え方で積み上げはされていると思うんですけど、その安全性のところはどういうふうに考えています。

○下村副市長 築山の安全性ですか。

築山の安全性につきましては、他の自治体の静岡県とか、その辺にある築山を設

置しておる自治体に確認をさせていただいておりますが、楠委員が言われるように、最終的には地質調査云々ということが出てきますので、現在のところ、築山で計画はしておりますが、避難タワーということも十分、変更も考えられます。

○楠委員　この金額では収まらない場合もあるということですね。

もう一方、紀北町のほうでもいろんな意見があって、何でこの1億6,500万出さなきゃいけないのともう議論もあるんですけど、実際に、SEAモデルの全体像が見えないで、中部電力さんとの協議はどうなのか私分かりませんが、野球場とか、さきに説明されたテニスコートだけが進行するということ自体は、全体の計画がまだしっかり構想も出ていないのに、そこだけ進行して、こういう基本協定書を結んでいいのかどうか。もう事業ありきみたいなやり方って本来あるんですかね。

○下村副市長　あくまでも250人から300人が避難できる避難タワーを建設した場合の数字が、1億6,500万円でございます。

これは、この協定書につきましては、ごみ焼却場を設置するがために、現在の市営野球場を移転しなければならない。それを、当然、各市町で負担願うというようなことで、こういう協定を結んだということで、あくまでも上限ということで、この移転の上限を設定してもらえなければ、当市としても、市営野球場をごみ焼却場として候補地にするという御返事はできないということで、この数字を掲げさせていただきました。

○楠委員　中部電力の跡地でなきゃいけないという理由も何もないし、移転することについては、今の野球場を施設整備すれば移転しなきゃいけないということを考えたときに、こういうことそのものが、本来、基本協定そのものと今やっている事業の進め方と整合しているのかどうか。

当然、第2条には、しっかりと整備工事だとかというのを具体的に書いて、応分の負担していきましょうということなんですけど、あの場所がね、市民の安全安心とかを考えたときに、特に公共施設ですから、含めて、ここだけの負担があったとしても、市が公共投資しなきゃいけないのかどうかという議論と、全体のSEAモデルの構想図が見えていない中で、あの部分だけ固定した絵を決めてしまってもいいのかどうか、その辺の考え方って、この協定書とはまた別の話になりますけど、その辺はどうなんですかね。ただ金額を確定したいために基本協定を結んでいるだけなのかどうか。

○南委員長　答えられる範囲で。

○加藤市長　SEAモデルの話について議論するつもりは今ないんですけれども、

基本的には、S E Aモデルのゾーニング計画の中で、スポーツ振興ゾーンということをお示しさせていただいたという経緯がございます。その中のS E Aモデルのスポーツ振興ゾーンをまず先行させながら、全体のS E Aモデル構想を進めていきたいという話で進めさせていただいたはずでございます。

現在のところは、今、中部電力跡地に代替野球場を建築するという話の中で、この基本協定書を結ぶに当たって、先ほど副市長が申しましたように、要は代替施設をそちらにする、代替施設だけの建設費の負担だけじゃなくして、一方、やはり、これだけのやっぱり標高4.5メートル、4メートルとも4.5メートルというようなどころに対して、やはり野球場を造ったからにはどうしても避難施設が必要ですねというような話で、その中で、うまく築山を活用しながら、築山に避難場所を設けて、全体費用の中のどれだけの案分で、比率で、5市町で負担するのかということで説明させていただいたと。

現状、いろんな築山がどうのこうのというようなお話がありますけれども、あくまでも築山を前提とはしておりますけれども、避難施設整備工事として1億6,500万の上限価格を一応、5市町で一応協議した結果、結果として、これだけは一応上限として持ちましょうというような話です。

その前提となったのは、先ほど副市長も申し上げましたとおり、この1億5,000万という、消費税を除いた1億5,000万というこの根拠数字というのは、250人から300人の避難タワーを設けたときに、大体マックスで1億5,000万ぐらいかかるであろうということで協定書の中に数字を入れさせていただいたと、こういうことでございます。

○楠委員　もう一度、確認だけさせてください。

基本的に、今の中部電力の土地が基本的には、第一、第二ヤードも残っているわけなんですけど、他の場所にも行く可能性もある。ただ、今の状況では、現状では、基本協定の中は、当初示した発電所の跡地の場所に、おおよその金額をもって移転候補地としたいということで、最終的には、まだ何も決定していないということでよろしいわけですね。まだ、これが団体だとか、いろんな市民の声もまだこれからさらに聞かなきゃいけないんでしょうから、他の場所も、当然、選択肢があるということでもよろしいんですか。

○加藤市長　これもせんだって申し上げましたように、中部電力跡地を第1候補地として進めてまいりますということは申し上げております。

○楠委員　第1候補地ということは、第2候補地、第3候補地も勘案は頭の中に



あるということで理解してよろしいですか。

○加藤市長 中部電力跡地に代替野球場を造ることを第1候補として、進めております。

○奥田委員 ちょっと先ほど環境課の説明もそうなんやけれども、ちょっと市長、副市長の話を知っていると、ちょっとこのまま突き進んでいいのかなという気がちょっとしてならないんですけど、本当に、市長、さっぱり分かりませんよ、言っていることが。

野球場の代替地、これ、去年5月のときには、たしか5億が5億5,000万かかるという話でしたよね。それが11月になって8億5,000万、精査したら8億5,000万だったんだと言われました。今日になったら、野球場の整備費は6億8,500万になると。

それで、避難タワーって話が出てきて、今日初耳ですけど、僕は、避難タワーが1億6,500万、それでまた、先ほど内山委員は、ここの避難施設は何の意味ですか、築山の意味ですかと言ったら、築山ですって言われましたよね。

築山だって言いながら、避難施設の整備工事は避難タワーだと言われる。避難タワーなんて今初めて出てきた話やけど、あなた方が言っている数字というのは、毎回、毎回変わるんですけども、言っていることが、そのたびそのたびに変わるんですね。余計ちょっと僕は、ちょっと僕だけかな、これ、ちょっと意味が分からないんですけども、もう一遍、整理して教えてもらえませんか。

これ、あなた方が言っていた5億、整備費なんていうもん、こんなに変わるもんなんですか、かちゃかちゃかちゃかちゃ。精査したから8億5,000万だって、この前11月のときに言われていたじゃないですか、僕が質問したら。それが、今回6億8,500万で収まるんです。それで、残ったあと1億6,500万は、避難タワーなんですなんて、えーっと僕は思うんですけど。これ、ワンセグを聞いている人だって、皆さん、そう思いますよ、これ。何でそんなにころころころころ変わるの。

それで、あと、築山はどうなんですか、これ。発電した後の整備するとき、10メートルかさ上げするのに10億円かかると言われていた。だったら築山の費用は、10億円これはかかるんでしょう、これ。その費用はどうなるんですかという、全体の費用ってどうなっていますか、これ。どう見たらいいんですか、これ。さっぱり分かりません、あなたの説明。

○南委員長 副市長、誤解招いたら悪いで、明確にお答えをいただきたいと思い

ます。

○下村副市長　　野球場の代替施設として、8億5,000万円を上限としてという説明は従前からさせていただいております。そのときに、野球場が、いわゆる火力構内ということで、避難施設は必須であるということも既に御説明させていただいております。

です。ので、本市がSEAモデルで築山を計画しておりますが、築山全体を、SEAモデルに係る築山全体を代替施設に係る費用で5市町が負担するのは、それは認められないということは当然でございますので、野球場利用者最大の250人から300人の方が避難できる施設、その金額をはじき出すために、直近の避難タワー、250人から300人が避難できる避難タワーを設置しておるところが、約1億6,500万できておるということで、それを上限ということですよ。

です。ので、野球場の代替施設に避難施設はセットものになるということは、従前から御説明させていただいております。その内訳が、野球場の設備が6億8,500万、避難施設が1億6,500万で、合わせて8億5,000万ということでございます。

○奥田委員　　大体分かりました。

でもね、副市長、ちょっと詭弁過ぎるよ、あなた方の説明は。だったら、これはよく分かりました。

あなた方は、10メートルを続ける3,000人とか3,500人とか収容するという築山の部分は入っていないんですね、これね。これはもうほかの4市町には関係ないので、入っていないと。これは、また尾鷲市がまた10億かけるのか15億かけるのか分かりませんが、かかるんだという説明をちゃんとしてくださいよ。

それで、今回は、8億5,000万って11月のときに言ったけれども、そのうちの6億8,500万が純粋な野球場の整備費なんだと。そして、1億6,500万は避難タワーの分にするんですよというふうに言ったらいいじゃないですか。

僕は、11月のときに、僕は5月のときにも、5億5,000万でしたかと言うて、そして、僕が11月に質問者したら、何でこれ、8億5,000万に上がるんですかって説明したら、精査したらそうなったんですと、あれはたまたま山崎公園がどうのこうのだったからと言って、議事録見てくださいよ。言われていますよ、副市長。精査したら、上限は8億5,000万になったんですって言われたわけですね。

それが今回になったら、これは、いやいや、附帯する避難タワーのことを言った

じゃないか、それは詭弁ですよ、あなた。またさらに精査したんかもしれないけれども、やっぱり委員会ごとで答弁変わるのやめてくださいよ、副市長。

今回、よく分かりました。6億8,500万で野球場整備と、それで、避難タワーって話、初めてでしたね。出たかな。1億6,500万って。これまで、尾鷲市は避難タワーを造らん、造らんといいながら、今回造るということになったということだね、これ。

この辺の防災計画とか、その辺のところもきちっと議論しておるのかな、これ。した上でのことなんですね、これね。

○南委員長 奥田委員さん、正午の時報のため、少し中断をいたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○南委員長 続行いたします。

○奥田委員 僕、市長に特に申し上げたいんやけれども、僕は常々数字のことを言うじゃないですか。市長は、数字は後でいいんだということをよく言われますでしょう。でも、僕、だからね、数字のことを聞くと毎回毎回違うんです、あなた方が言うこと、中身も全然。

だからね、今回でも、これ、6億8,500万の野球場を整備して、避難タワーを1億6,500万、造るんやと。それでまた、SEAモデルによっては築山も造るかもしれんと。

何かきちっとしたやっぱり計画立ててやらないと、今さっき申し上げたように、避難タワーのことだってこれまででもさんざん議論してきたけれども、尾鷲市は逃げるが勝ちだということで、避難タワー造らんときたわけですよ、これね。東紀州の中で尾鷲市だけがないんやけれども、5市町の中で。急にまたこれ、避難タワーという話がぼんと出てきて、それで、築山もまた、これ、造るかもしれんてですね。避難タワーと築山、両方造るんですか、これ、ここに。

その辺のこともきちっとやっぱりしないと、これ、先ほどの周辺住民の同意もそうやし、僕は総額の、さっき言った熱利用の、これ、幾らになるのかということもあるし、今回のことも、これ、応分の負担のことも問題があるしね。いろんな数字のことが絡んでくるし、もうちょっと精査したほうがいいんじゃないですか、これ。

○加藤市長 今回は、要は現野球場がごみ処理施設の建設予定地としていきますと、それについての代替施設を造らなきゃならないと、尾鷲市として。そういう話

の中で、どこの場所にといいことで、中部電力の跡地、この場所を活用して代替野球場を移転しようと、建設、移転しようという話でございます。

その中で、代替野球場については、今まで議論のあった中で、議論というよりもお話の中で、どれぐらいかというような話のたまたま熊野の野球場が5億5,000万円ぐらいですねというような話であって、これを5億5,000万とといった、要するに上限をどうのこうのするという話じゃございません。

それを参考にしながら、どれぐらいの、要するに5市町で負担するかという整備工事費というものをどれぐらいでやったらいいか。附帯になるもの、プラスアルファ安全性とか、そういったプラスになる分について、5市町で一応6億8,500万という数字で一応了解を得たと。

一方で、当然のことながら、代替野球場は、標高の4メートルから4メートル50センチぐらいのところに建設しますから、もし万一の津波といった場合には、どうしてもやっぱり避難施設が必要ですねということで、避難施設整備工事費として1億6,500万、これをまず上限として持っていたきたいという話で合計8億5,000万円になったと、こういう話でございます。

その中で、避難タワーにするか、築山にするか云々というのは、今回の場合には、尾鷲のスポーツ振興ゾーンのすぐ近くのところに築山というものを一応予定は、考え方として持っております。

ほいじゃ、それをうまく活用して、代替野球場で、野球場で協議している、そういう関係の方々がもし万一のときに逃げられるときには、その築山をうまく活用できますねと、これが標高14.5メートルというような形で、その中で、どれぐらいの人数が収容できるかというような話の中で、これが2,000なのか、3,000なのかというような、その分の全体の中の収容人数の中の野球場の方が利用されるといったら300人ということを上限にしながら、その負担分を負担してくださいねと。

その根拠はということについては、築山がどれだけかかるかというのは、まだはっきりとした数字は見えてきておりません。一方では、今、一方で考えられるのが、もう築山がそういう形であれば、避難タワーということも考えられるねというような話なんです。あくまでも避難施設、避難施設整備工事として1億6,500万、これを上限として、一応5市町で持つという話なんです。

中身については、避難施設を整備するということについて、これはやりましょうと。それで、今の現在では、築山でその分の応分の負担をしましょうというような

話なんですよ。

避難タワー云々の話については、まだはっきりはしておりません。ただ、そういうことも考えられるねというような話なんです。ですから、今の議論の中では、避難タワーなのかどうかということについては、ここでははっきりと申し上げられません。そういう意見もあるねというような。

今の現状では、築山の負担分を5市町で持ちましょう、それが3分の1なのか、4分の1なのか、5分の1なのか、それは全体の築山のあれを考えた場合に、どれぐらいの費用がかかるのかと。

今おっしゃっているように、築山について、私の推定数字なんですけれども、10億も、15億もかかるようなもんじゃないです。だから、先ほど静岡県とか、そういったところを我々の担当課は全部視察に行っております。そういった金額もはじいて、そんなに大きな金額ではないと。

しかし、その分についての負担額は、一部負担している5市町で一部分負担していただく。その比率については、3分の1なのか、4分の1なのか、これはまだ全体像を見てみないと分からないというところがございますので、あくまでも1億6,500万を上限として、避難施設整備工事の金額は、上限がこれだけは一応持ちましょうと、それ以下にするつもりでおりますけれども、それ以上は、逆に言うたら、それ以上は持ちませんというお話なんです。

だから、今回の場合については、事業費の上限額を8億5,000万とする、その内訳はこういう話ですよというような、そういう協定書の中身でございますので、御理解いただきたい。

○南委員長 分かりました。

○奥田委員 市長が長々と話をするときというのは、ごまかしが多いんですよ。ごまかしというか、はぐらかすというかですね。

(「はぐらかしとらへんわ」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 さっきの副市長の答弁と全然違うじゃないですか。副市長は、1億6,500万は避難タワーだとはっきり言われたじゃないですか。それを避難タワーとでもあり得るとかですね。いや、はっきりしてもらわないと、これ、避難施設の整備工事で……。

それで、市長、ちょっと、「ちくやま」と言うのをやめてもらえませんか。「つきやま」じゃないんですか。ちょっと格好悪いですよ、市長が「ちくやま、ちくやま」って。「つきやま」です。

○南委員長 分かりました。

奥田委員さん、今、避難タワー云々と言ったんだけど、あくまでも御理解していただきたいのは、避難タワーの250人から300人を避難させるための目安として、避難タワーの費用を上げたってことやもんで、避難タワーでいくという話じゃないもんで、それだけ。

○奥田委員 分かりました。

それでね、それだから避難タワー、だから、そういうところをはっきりしてほしいわ。

それで、築山だったら築山でね、これ、1億6,500万という試算でやれるということなんですか、これ、築山の2,000人とか3,000人とか言われたし、この前は3,500人ということ言われていましたけれども。

だから、その辺のところをね、これ、いや、取りあえずこれは、これ、5市町の協定で、ここまでは持ってくださいということらしいということなんでということ理解してほしいというのは、それは分かります。

でも、これを超えた分というのは、当然尾鷲市が負担なんでしょう。そうなるんですよね。尾鷲市の負担が増えてくるやないですか。そういうところを僕は危惧しておるわけで。

だって、発電所は、だって10メートルのかさ上げするのに10億かかると言っているのに、こんな1億6,500万で、3,000人も3,500人も収容するような築山が、それ、1億6,500万でできるのかというね。さっき楠委員も言われたように、液状化とかいろんな問題もいろいろ出てくると思うんですよね。しっかりしたものを造らなあかんやないですか、そうなってくると。それで1億6,000万、これ、できるのかなという、もう膨らんで、ですけど。

それでね、ちょっとそれはいいですわ、もう。あなた方の説明って、もう毎回毎回変わるもんでね。もう困りますよ、これ。

それでね、これ、本当に、これ、あれですね、応分の負担というのは大丈夫なんです、これ。首長間では合意しているということですけど、議会や、ほかの4市町の議会や住民の方々が、これ、尾鷲市のために負担するのということは、当然そういう話は出てくると思うんですよね。その辺は大丈夫だというふうな見込みでこのまま突っ走るんですか。

(「執行部、ちょっと、ちゃんともう一回、きちっと説明せえよ」と呼ぶ者あり)

○下村副市長 ですから、協定書を結ぶんです。8億5,000万を上限としてい

ただくということで首長間で了解を取った。それをきちっとした形で、口約束じゃなく、基本協定書をもってやってもらうということになりました。

○奥田委員　私が言っている意味、ちょっと履き違えていませんか、副市長。

私が言っているのは、首長間のそれは構いません、合意取れたんだと。あとは議会ですよ、議会と住民の方々、ほかの4市町。これ、逆の立場やったら、僕もちょっとあれっと思うしね。何で尾鷲市のこれを負担せなあかんのという、ほかの、僕、これは負担してもらえやありがたいですよ。でも、負担してもらう、僕は12月議会でも、一般質問でも申し上げたように、負担してもらうのはありがたいですよ。でも、負担してもらえなかったときに、今度は尾鷲市の負担になってくるでしょう。

だから、いろいろ考えられるので、副市長が言われるように、ここに明記するんだということは分かるんだけど、これを明記したことによって、明記するんやったら明記しても構いません。これをほかの4市町の議会、住民の方々が本当にこれで了解してもらえるのかという、そこだけちょっと大丈夫なんですよね、ほうしたらね。僕はもうそこに危惧、心配しませんよ。

(発言する者あり)

○奥田委員　いや、分かりませんか、言っている意味が。ただ、紀北町の議員の方とか、熊野市の議員の方々は、何で尾鷲市のこれ負担せなあかんのという声を聞くもんでね、僕は言っておるわけですよ、これ。

○下村副市長　話が元へ戻っていくんですが、8億5,000万を上限で確約していただければ、市営野球場を候補地とすることができないということを各市町の首長さんに念を押したところで。

そういうことで、うちもこういった議会で報告させていただいておりますので、各市町においても、市営野球場を候補地にしますということを各議会でこういう、その代わり代替施設が必要になるので、8億5,000万円の上限が必要となるということは、各市町の議会に当然報告しておると思っております。

○吉沢環境課長　補足させていただきますと、本日、各市町の議会のほうで同様の説明を、理解を求めるためにするような予定と伺っております。

○南委員長　最後にお願いします。

○奥田委員　最後にしますよね。

そうすると、道路搬入のほうの基本協定書ありますね。これがたしか1億3,000万ぐらいやったかな。

○南委員長　うん、1億3,000万。

○奥田委員　　そうすると、この8億5,000万で9億8,000万。この9億8,000万について、ほかの4市町が応分の負担をしてくれるということに対して、首長間では合意できているけれども、各4市町の議会、住民の方々がもう十分それを、その理解をしてもらうのは、ほかの4市町の首長の責任でやるということなんですか。

○吉沢環境課長　　まず、搬入路のほうの見込みの金額の御説明は1億3,000万じゃなしに、1億300万程度が見込みやないかということ、申し訳ないです、そういうことで説明を続けさせていただきます。

それで、基本協定書案というのは、5市町がすることについていろんな問題が起きないように、約束事を5市町の首長間で確認して、準備室のほうで協議をし、本日、これと、こちらと同様にきちんとそれぞれが説明をしていって、御理解を求めるといふ理解でおります。

○南委員長　　本当に最後をお願いします。

○奥田委員　　そうすると、応分の負担については、各市町、ほかの4市町の方の首長が責任を持って議会に了解、各議会の了解を得るといふことなんですね。

(「そうや、そういうことや」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　課長、はっきり、今大事なところやで。

○吉沢環境課長　　そういうふうに理解をしております。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようです。

まだ議論が尽きないと思うんですけども、例のパブリックコメントの件につきましては、まとめ次第、当委員会のほうへ、2月4日を予定しておるんですけども、そのときに報告していただくようお願いをいたします。

それと、各意見で、要望の中で出た資料についても、できたら4日の日に提出をしていただきたいと思います。

特に議長のほうはないですか。

○村田議長　　ありません。

○南委員長　　今回は25日ですね。常任委員会を、大変お忙しいですけども、福祉計画だとか、いろんな教育委員会のスポーツ計画、その他、幼稚園、保育園の在り方についての項目を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

これにて常任委員会を終わります。



御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後 0時15分 閉会)